

令和2年度事業計画

I 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体、企業等からの委託を受け、港湾を含む臨海部や航路筋等における工事作業に伴う船舶交通の安全対策をはじめ、東京湾における荒天時の錨泊船の隻数減少策等の船舶航行安全対策について、学識経験者、海事・漁業関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査・検討を行いその結果を取りまとめる。

II 海難防止活動事業（公益目的事業2）

1 海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部及びその管内の海上保安部署等では、関東沿岸海域を中心とする東日本周辺海域における海難を防止するため、海事・漁業関係者やマリンレジャー関係者等と連携協力して、関東地方海難防止強調運動を拡大した「海の安全運動」を毎年官民一体となって実施しており、当協会は（公財）日本海事センターの補助を受け、第三管区海上保安本部と共に同運動を推進する「海の安全運動推進連絡会議」の事務局として同運動を展開しているところである。

令和2年度においては、本運動の効果的な実施を図るため、対策ごとに目的を明確にしたうえで、実施期間をできるだけ限定した具体的な「キャンペーン」を展開することとし、その一環として霧海難防止キャンペーン及び台風海難防止キャンペーンを新たに追加する。また、「海の安全運動推進連絡会議」の構成員として、マリンレジャー関係団体にも参画いただき、夫々の事故防止のための遵守励行事項に関する既存の参考資料に地域の特性・特色を加味した実施計画を定め、効果的な運動を推進する。

2 東京湾における荒天時の走錨に起因する事故防止対策の策定及び周知

東京湾における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策については、令和元年度に、学識経験者、海事関係者及び関係官庁からなる検討会を設け、平成28年度に実施した荒天時走錨防止対策の検討の成果物であるリーフレットの内容の見直しを行うとともに、重要構築物の調査確認等を行い、走錨防止及び走錨による事故防止に係る注意事項及び周知方法等を検討し、その結果を取りまとめた多言語のリーフレット（平成28年度の検討結果を合める。）により、東京湾内に錨泊する内航船や外国籍船を含む外航船に配布し、走錨の防止及び走錨に起因する重要構築物への衝突等の二次的な事故災害の防止を図るとともに、オリパラ東京大会期間中における走錨事故防止対策を検討しているところである。

また、令和元年10月の台風15号の際に、走錨した貨物船が南本牧ふ頭連絡臨海道路に接触した事故では、その被害の大きさに鑑み、事態を重視した国土交通省港湾局、海事局、海上保安庁では、同台風の教訓を踏まえ、令和2年の台風シーズンまでに、港湾に関する重要施設の抽出、走錨事故防止に関するガイドラインの策定等、重要施設の周辺海域における走錨防止対策を策定していることから、当協会としても、それを踏まえ、令和元年度の調査検討に加えて重要施設の周辺海域における安全対策を策定することとし、令和2年度においても令和元年度の委員会を継続して開催し、錨泊船舶の実態等を把握の上、新たな課題等の検証を行うなど、令和2年度の台風シーズンまでに実効性のある安全対策を取りまとめることとする。

3 準輻輳海域（海難多発海域）における海上交通整流化後の検証等

平成31年1月31日、海上交通安全法に基づく経路指定に係る海上保安庁告示が公布され、同年3月1日から施行され、東京湾湾口における交通流の整流が、同法に基づく経路指定によって実施されているところである。

前記経路指定が施行されてから令和2年3月1日で満1年を迎えたことから、経路指定に伴う船舶交通流の変化を踏まえて、その有効性等を改めて検証するとともに、前

回の検討会において洲崎沖等の湾口の交通流に接続する船舶の通航帯の整流化が必要であるとの意見が出されていることなどから、①海域を利用する船長等に対してアンケート調査を行い経路指定の有効性等の検証を行うとともに、②併せて、茨城県沿岸から静岡県沿岸にかけての船舶通航路帯における船舶交通流の整流化の必要性等に関するアンケート調査を行うほか、基礎的データを収集し船舶交通流の整流化の具現化に向けた調査検討につなげていくこととしたい。

※上記1、2及び3の事業は、（公財）日本海事センターの補助金を受けて行う。

4 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事实施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

令和2年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域

令和3年2月 神奈川地域・東京地域(合同開催)及び千葉地域

5 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の航行安全を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国、地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、中立公正な立場に立って工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施する。

6 安全講習会の開催等海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を随時開催し、又は講師を派遣する。

III その他の事業

1 会報誌の発行

令和2年度においては、当協会と会員との相互の意思疎通を充実強化していくため、当協会の活動状況、海上交通の安全に関連する情報の提供、会員や関係団体等からの投稿・寄稿文、読者の関心をひくようなトピックス記事などを盛り込むとともに、写真等をできるだけ採用したビジュアル形式の会報誌にリニューアルした上、基本的に年2回の発行を目指すこととし、会員や関係機関のほか、できるだけ会員以外の希望者にも配布する。

2 ホームページによる情報提供

ホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載し、リアルタイムな情報の提供に努め、内容の充実を図ることとする。